

平成29年4月～平成29年9月  
(2017年4月～2017年9月)

## 技能講習

- 床上操作式クレーン
- 小型移動式クレーン
- 玉掛け
- 高所作業車
- フォークリフト
- ガス溶接
- 有機溶剤作業主任者
- 酸欠・硫化水素作業主任者
- 足場組立作業主任者
- 石綿作業主任者
- 特化物・四アルキル鉛等作業主任者
- 地山掘削・土止め支保工作業主任者
- 型枠支保工作業主任者



● 小型移動式クレーン

## 特別教育

- クレーン(0.5t以上5t未満)
- フォークリフト(1t未満)
- 小型車両系建設機械
- ゴンドラ取扱い
- 高所作業車(10m未満)
- アーク溶接
- 電気取扱(低圧/高圧)
- 酸欠危険作業
- 粉じん作業
- 石綿使用建築物解体
- 自由研削といし
- 足場の組立て等の業務



● 床上操作式クレーン



● 玉掛け



● アーク溶接



● フォークリフト



● 高所作業車

## 国家試験受験準備講習

- 衛生管理者

お問合せ・お申込みは  
<http://www.iti-a.co.jp>  
TEL : 03-5633-8340







# 国家試験受験のための準備講習

## 講習概要

講座名称	コース	受験申込期間	講習日数	時間	講習料金(税込み・円)	受験資格	備考
第一種衛生管理者	G1-a コース	各試験日の 2ヶ月前から 14日前まで	4	9:00~ 17:00	36,000	・大卒、高専卒で1年以上の実務経験 ・高卒で3年以上の実務経験 ・その他は10年以上の実務経験	従業員50名以上の事業所での安全衛生教育や管理ができる資格です。
第一種衛生管理者 (第二種保有者)	G1-b コース		2		21,000		既に第二種免許を持っている方で、第一種を受験される方のコースです。
第二種衛生管理者	G2-a コース		3		31,000		有害業務のない商業、サービス業関係の事業所での資格です。

	科目	主な内容	第一種	第二種保有者	第二種
第1日	労働衛生(一般)	受験及び講習のガイダンス、作業環境要素、作業環境管理、健康管理、労働衛生管理統計、救急処置	○	—	○
	労働生理	人体の組織及び機能、人体機能の変化、疲労及びその予防	○	—	○
第2日	労働生理	職業適性	○	—	○
	関係法令(有害以外)	労働災害防止計画、安全衛生管理体制、健康診断、安衛則、事務所則	○	—	○
第3日 (午前中)	労働基準法	総則、労働契約、賃金、労働時間、年少者、女子	○	—	○
	演習問題(解説含む)	災害補償、就業規則	○	—	○
第3日 (午後)	労働衛生(有害業務)	職業性疾患、作業環境管理(作業環境測定、局所排気)、作業管理	○	○	—
	関係法令(有害業務)	有機溶剤、鉛	○	○	—
第4日	関係法令(有害業務)	四アルキル鉛、特定化学物質、高気圧、電離放射線、酸素欠乏症等、粉じん、石棉、作業環境測定	○	○	—
	演習問題(解説含む)		○	○	—

\*講習科目の順序は都合により変更される場合があります。  
 \*申込者が5名以下の場合、講習会が中止となりますので、ご承知願います。

## ●第一種、第二種衛生管理者 講習日程 (平成29年度 年間スケジュール)

コース		第1日目	第2日目	第3日目	第4日目
H29年 5月コース	G1-a 第一種	5/6(土)	5/13(土)	5/20(土)	5/27(土)
	G1-b 第一種(第二種保有者)	—	—	5/20(土)	5/27(土)
	G2-a 第二種	5/6(土)	5/13(土)	5/20(土)	—
H29年 9月コース	G1-a 第一種	9/2(土)	9/9(土)	9/16(土)	9/23(土)
	G1-b 第一種(第二種保有者)	—	—	9/16(土)	9/23(土)
	G2-a 第二種	9/2(土)	9/9(土)	9/16(土)	—
H29年 11月コース	G1-a 第一種	11/4(土)	11/11(土)	11/18(土)	11/25(土)
	G1-b 第一種(第二種保有者)	—	—	11/18(土)	11/25(土)
	G2-a 第二種	11/4(土)	11/11(土)	11/18(土)	—
H30年 1月コース	G1-a 第一種	1/6(土)	1/13(土)	1/20(土)	1/27(土)
	G1-b 第一種(第二種保有者)	—	—	1/20(土)	1/27(土)
	G2-a 第二種	1/6(土)	1/13(土)	1/20(土)	—

### 助成金・給付金利用のおすすめ

#### 建設労働者確保育成助成金

次の条件を満たしている建設業の事業主は「建設労働者確保育成助成金」(経費及び賃金に対して)の受給資格があります。

1) 資本金3億円以下または従業員300人以下 2) 雇用保険料率(厚生労働省が定める料率)

3) 受講者が雇用保険の被保険者である建設労働者

手続き方法: 詳細は事業主より労働局(東京都の場合、東京労働局ハローワーク助成金事務センター分室 TEL:03-3813-5071)へお問合せ下さい。

建設労働者確保育成助成金対象の講習種目は4ページ(受講種目選択のご案内)をご参照下さい。

技能講習、特別教育共、受講開始日の1週間前までに、事業主より労働局への計画届提出と受講後2ヵ月以内に事業主の責任で労働局へ支給申請書の提出が必要です。

当教習所の受講証明が必要となりますので受講開始日までにご相談下さい。申請及び請求手続きに必要な書類の送料はお客様負担となります。

#### 一般教育訓練給付金

各地区のハローワークに受講後1か月以内に申請すると、一定条件により本人が教育訓練施設に支払った講習料金の20%(ただし4千円~10万円)が受講者本人に支給されます。受給資格には、「雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初回支給の場合は1年以上)ある。」などの条件があるので、詳細については「厚生労働省・教育給付金」のHPや各ハローワークでご確認ください。下記の講習種目に適用されます。

①フォークリフト運転技能講習cコース ②小型移動式クレーン運転技能講習bコース ③床上操作式クレーン運転技能講習bコース

申請用紙、説明書等は当教習所に用意しておりますので、受講開始日までにお申し出下さい。なお、申請には当センターの領収証が必要のため、銀行振込をした方は、振込控(コピー不可)を受講日初日に受付窓口へ提出願います。



# 受講種目選択のご案内

●時間には、別途修了試験の時間が追加されます。●2日目以降の開始時刻は講習開始日に確認願います。●出版社の都合により、随時、教材費が変更される事がありますが、講習料金（=受講料+教材費の合計金額）に変更はありません。  
●東京労働局 登録の有効期限：平成31年3月30日まで有効

記号	講習種目	東京労働局登録番号	コース	時間	日数	開始時刻(1日目)	講習料金(税込み円)			助成金 経費 賃金	受講する方の条件 (日本語理解力の程度によっては受講をお断りする場合があります)	資格を取ると出来る業務 (原則18歳以上に限ります)	
							受講料	教材費	合計				
技	B01 床上操作式クレーン	安第249号	a	10 6 3	8:30	30,355	1,645	32,000	〇	〇	移動式クレーン・小型移動式クレーン・玉掛けのいずれか1つ資格のある方	つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転 (床上操作式に限る)	
			b	13 7 3		33,355	1,645	35,000	〇	〇	上記資格のない方		
	B02 小型移動式クレーン	安第233号	a	10 6 3	8:30	30,660	1,340	32,000	〇	〇	クレーン免許・床上操作式クレーン・玉掛けのいずれか1つ資格のある方	つり上げ荷重5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上走行を除く)	
b	13 7 3	33,660	1,340	35,000		〇	〇	上記資格のない方					
能	B03 玉 掛 け	安第235号	b	9 7 3	8:30	17,680	1,320	19,000	〇	〇	クレーン免許・移動式クレーン・床上操作式クレーン・小型移動式クレーンのいずれか1つ資格のある方	つり上げ荷重が1トン以上のクレーン・移動式クレーン等の玉掛け作業	
			c	12 7 3		19,680	1,320	21,000	〇	〇	上記資格や経験のない方		
講	B04 高所作業車	安第236号	a	6 6 2	8:30	31,150	1,850	33,000	〇	〇	移動式クレーンまたは小型移動式クレーンの資格のある方	作業床高さ10m以上の高所作業車の運転 (道路上走行を除く) 「高所作業車」の3日間コースのうち、前半2日間をa, bコースとしています。	
			b	8 6 2		33,150	1,850	35,000	〇	〇	・大型特殊・大型・中型・準中型または普通自動車免許のいずれか1つ資格のある方 ・フォークリフト・車両系建設機械のいずれか1つ資格のある方 (いずれか1つ資格のある方)		
			c	11 6 3		36,150	1,850	38,000	〇	〇	上記資格のない方		
習	B05 フォークリフト	安第231号	c	7 24 4	8:30	36,660	1,340	38,000			・大型特殊自動車免許(カタビラ式に限る)の資格のある方 ・大型・中型・準中型または普通自動車免許の資格のある方 (いずれか1つ資格のある方)	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転 (道路上走行を除く)	
			d	11 24 5		40,660	1,340	42,000			上記資格や経験のない方		
業 主 任 者	D19 地山掘削・土止め支保工	安第285号	a	17 0 3	8:30	18,430	2,570	21,000	〇	〇	満18才以降での経験3年以上または土木・建築・農業土木卒業後経験2年以上ある方	地山掘削及び土止め支保工作業における主任者 「地山掘削・土止め支保工」の3日間のうち、前半1日間をgコースとしています。	
			g	3 0 1		5,430	2,570	8,000	〇	〇	土木施工管理技術検定合格者(1級、2級合格者)		
	D11 型枠支保工	安第284号		13 0 2	8:30	11,050	1,950	13,000	〇	〇	満18才以降での経験3年以上または土木・建築・農業土木卒業後経験2年以上ある方	型枠支保工作業における主任者	
	D03 足場組立	安第234号		13 0 2	8:30	12,350	1,650	14,000	〇	〇	満18才以降での足場組立、解体経験3年以上または土木・建築・造船科卒業後経験2年以上ある方	高さ5m以上の足場作業の主任者	
	D01 有機溶剤	衛第35号		12 0 2	9:00	10,788	4,212	15,000			資格・経験は不要です	屋内作業場・タンク等で有機溶剤を製造または取扱う作業の主任者	
	D18 特化物・四アルキル鉛	衛第40号		12 0 2	9:00	11,112	3,888	15,000			資格・経験は不要です	タンク・塔槽等で特化物及び四アルキル鉛等を製造または取扱う作業の主任者	
	D02 酸欠・硫化水素危険	衛第36号		11.5 4 3	9:00	15,840	2,160	18,000	〇	〇	資格・経験は不要です	井戸・暗渠・タンク等の酸素欠乏危険場所における作業の主任者	
	D14 石綿	衛第54号		10 0 2	9:00	11,540	3,460	15,000			資格・経験は不要です	石綿を製造又は取扱う作業の主任者	
特 別 教 育	C01 クレーン			9 4 2	8:30	14,680	1,320	16,000	〇	〇	資格・経験は不要です	つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満のクレーンの運転	
	C02 フォークリフト			6 6 2	8:30	14,680	1,320	16,000			資格・経験は不要です	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転(道路上走行を除く)	
	C03 小型車両系建設機械			7 6 2	8:30	13,660	1,340	15,000	〇	〇	資格・経験は不要です	機体重量3トン未満の小型車両系建設機械(整地掘削用)の運転(道路上走行を除く)	
	C04 ゴンドラ			5 4 1	8:00	11,460	1,540	13,000	〇	〇	資格・経験は不要です	つり足場および昇降装置等により構成された作業床の操作	
	C06 高所作業車			6 3 1	8:00	11,660	1,340	13,000	〇	〇	資格・経験は不要です	作業床高さ10m未満の高所作業車の運転(道路上走行を除く)	
	C07 アーク溶接			11 10 3	8:30	20,160	840	21,000	〇	〇	資格・経験は不要です	アーク溶接機を用いて行う溶接・溶断等の作業	
	C08 電気取扱(活線作業及び活線近接作業は除く)	a			7 1 1	8:30	7,350	650	8,000			資格・経験は不要です	低圧充電回路の変電室等の開閉器の操作の業務
		b			14.5 2 2	8:30	14,050	1,950	16,000			資格・経験は不要です	上記および高圧充電回路の電気設備機器の操作の業務
	C09 酸欠危険作業			5.5 0 1	9:00	6,700	1,300	8,000			資格・経験は不要です	井戸・暗渠・タンク等の酸素欠乏危険場所における作業	
	C15 粉じん作業			4.5 0 1	9:00	7,350	650	8,000			資格・経験は不要です	じん肺の予防措置を講ずる必要のある作業	
	C14 石綿使用建築物解体			4.5 0 1	9:00	6,170	830	7,000			資格・経験は不要です	石綿等が使用されている建築物又は、工作物の解体等の作業	
	C16 自由研削といし			4 2 1	9:00	7,650	1,350	9,000			資格・経験は不要です	自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	
C18 足場組立等の業務	a			6 0 1	9:00	7,200	800	8,000	〇	〇	資格・経験は不要です	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	
	b			3 0 1	9:00	5,200	800	6,000	〇	〇	H27.7.1以前(満18歳以降)の業務経験	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	

・技能講習および特別教育については、受講者数が20名程度(講習によっては40名程度)まとまれば、常設日程以外でもご希望の日程で出張講習を含め実施しますので、お問い合わせ下さい。

## 受講時の注意

- ① 受講票は発行しておりませんので、受講開始日をお間違えないよう来所して下さい。受講初日に自動車運転免許証又は住民票(6ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの)(外国籍の方は「在留カード」/「特別永住者証明書」(あるいは、「外国人登録証明書」))等の本人確認が出来る公的に発行された証明書を提示願います(健康保険証は受け付けません)。※住民票等には個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご持参ください。記載あるものに対して生じた、いかなる損失・損害等の責任は負いかねます。
- ② 講習開始時刻は、上記の通りです。1日目の受付は遅くとも講習開始時刻の15分前までに済ませて下さい。遅刻しますと受講できませんので、ご注意ください。
- ③ 筆記用具(鉛筆・消しゴム)をご持参下さい。実技講習日は作業服または動きやすい服装(長袖・長ズボン)で、靴は安全靴または運動靴でお越し下さい。安全帽、安全帯はお貸し致します。
- ④ 技能講習で一部免除されるコースを受講される方は、それを証明する自動車運転免許証、クレーン免許証、すでに持っている技能講習修了証の原本等をご持参下さい。初日に提示いただけない場合、ご予約のコースでは受講できなくなります。
- ⑤ 証明写真機で撮影した写真(24mm×30mmで申込前6ヶ月以内に撮影したもの。)を当日ご持参される方は裏面に氏名および受講種目名を記入して下さい。写真必要枚数は2枚です。特別教育には不要です。当センターに設置の有料の証明写真撮影機もご利用頂けます。
- ⑥ 受講される方で修了証の統合を希望される方は、当センター発行の修了証を受講日初日にご持参の上申込み願います。
- ⑦ 昼食(弁当)をご希望の方は当日の朝、教習所ロビーの券売機にて食券をお買い求め下さい。外部からの持込みも構いません(日・祭日の販売はありません)。
- ⑧ 受講時に宿泊を希望される方は、提携ホテル(ホテルルートイン・東京 東陽町 TEL:03-3649-1211)が宿泊代金の5%割引でご利用できますので、各自でご予約願います。

## 受講手続き

**1. 予約** 先ず最初に、電話またはインターネットにより予約して下さい。

電話番号 03-5633-8340  
インターネット http://www.iti-a.co.jp  
\*受講日、受講科目、受講者名を必ずご連絡下さい。

**2. 書類提出** 予約後、「受講申込書」に必要事項を記入し、至急FAXまたは郵送して下さい。

FAX 03-5633-8341  
住所 〒136-0075 東京都江東区新砂 1-10-17 IHI 技術教習所(東京センター)  
\*受講される講習種目やコースによっては「保有資格証明書」、「業務経験証明書」の提出が必要です。外国籍の方は「学科試験選択申請書」も提出願います。  
\*「保有資格証」や「在留カード」/「特別永住者証明書」(あるいは、「外国人登録証明書」)はコピーを所定位置に貼付し、提出して下さい。  
\*業務経験ありで受講される場合、業務経験証明書等の事前確認が必要です。必ず事前にFAXして下さい。書類に不備のある方は受講出来ません。(書類の完成は、受講の1週間前までを原則として下さい。)\*写真は受講開始日の受付時提出でも結構です。

**3. 銀行振込内訳書FAX** 振込日が確定しましたら必要事項をご記入頂きFAXして下さい。

**4. 講習料金振込** 予約した講習の受講開始日の1週間前までに講習料金を銀行等から下記要領でお振込下さい。

振込先 みずほ銀行・東陽町(トウヨウチョウ)支店・普通預金口座 8013576  
受取人 株式会社 IHI 技術教習所(カ)アイエイチアイギョウキョウジュウジョウ  
依頼人 申込書記載の受講者名、又は勤務先会社が振込の場合は、会社名  
\*会社名で振込の場合、複数名分の同時振込は可能ですが、個人でお申込みの場合はご本人分のみの振込として下さい。

**5. 受講** 受講票等は発行しておりませんので、受講初日は講習開始時刻の15分前(下記参照)までに来所し、受講手続をして下さい。  
\*受講初日には本人確認のため「自動車運転免許証」原証又は「住民票」原票等(健康保険証は受け付けません)をご持参下さい。外国籍の方は「在留カード」/「特別永住者証明書」(あるいは、「外国人登録証明書」)原証をご持参下さい。\*住民票等には個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご持参ください。記載あるものに対して生じた、いかなる損失・損害等の責任も負う事が出来ません。  
\*「技能講習」用写真、「保有資格証明書」用資格証原証、「業務経験証明書」原票もご持参下さい。

## 留意事項

- ご希望の日程の講習が定員になっている場合や申込み者が少ない場合は、日程の変更をお願いすることがあります。
  - 外国籍の方で学科試験を口述で受験希望の方は、受講前に日本語テストを受けて頂きます。
  - インターネットでの予約は、返信メールをご確認後、お手続き願います。
- 早急に必要書類を送付願います。予約なしでの「受講申込書」送付は受付できません。
  - 「業務経験証明書」をコピーで提出された方は、受講初日に原書をご持参下さい。
  - 「保有資格証」や「在留カード」/「特別永住者証明書」(あるいは、「外国人登録証明書」)の原証は受講初日にご持参下さい。受講初日に「保有資格証」の原証の提示がない場合は、ご予約のコースは受講できませんのでご注意ください。
- 事前の振込が確認出来ない場合、予約取消となりますのでご注意ください。
  - ①振込手数料は受講者負担となりますので、ご了承ください。  
②振込時に発行される振込み控は領収証となりますので大切に保管しておいて下さい。なお、弊所の領収証は原則として発行しておりません。  
③現金書留にて受講料を送付される方は、申込書と講習料金を同封の上送付願います。領収証を発行いたします。
  - 納入した講習料金の入金後6ヶ月以内の受講日・受講科目・受講者等の変更は可能です。ただし、予約した受講開始日の7日前までにご連絡下さい。
- 授業に遅刻すると、遅刻理由にかかわらず予約日程での受講は出来ません。
  - 無断欠席や講習日程内で修了が出来ない場合、未修了扱いとなり、講習料金の返金は出来ませんのでご了承下さい。
  - 本人から欠席や遅刻の連絡があり、当所が止むを得ぬ事情と判断した場合に限り、日程変更を認めることもあります。

◎講習種目によっては、必要書類を初日に提示または提出しないと受講できないこともありますので、御注意下さい。

講習種目	コース	受付時刻	受講日当日の持参品			
			本人確認証明書	免除対象資格証の原本	業務経験証明書の原本	写真(2枚)(24×30mm)
技能講習	床上操作式クレーン	a	●自動車免許証又は住民票の原本(発行日から6ヶ月以内、マイナンバーの記載のないもの) ●外国籍の方は「在留カード」/「特別永住者証明書」(あるいは、「外国人登録証明書」)の原本 (健康保険証は受付出来ません)	○		証明写真機使用 無背景 無サングラス 脱帽 髪の毛で目が隠れていないもの 6ヶ月以内 当所に有料の写真撮影機あり
	小型移動式クレーン	b		○		
	玉掛	c		○		
	高所作業車	a		○		
	フォークリフト	b		○		
	ガス溶接	c		○		
	地山掘削・土止め支保工	d		○	○(2土施のみ)	
	型枠支保工	a		○	○	
	足場組立	b		○	○	
	有機溶剤	c		○	○	
特別教育	特化物・四アルキル鉛		写真不要			
	酸欠・硫化水素					
	石綿綿					
	クレーン					
	フォークリフト					
	小型車両系建設機械					
	ゴンドラ					
	高所作業車					
電気取扱	a					
酸欠危険作業	b					
粉じん作業						
石綿使用建築物解体						
自由研削といし						
足場組立等の業務	a(6hコース)					

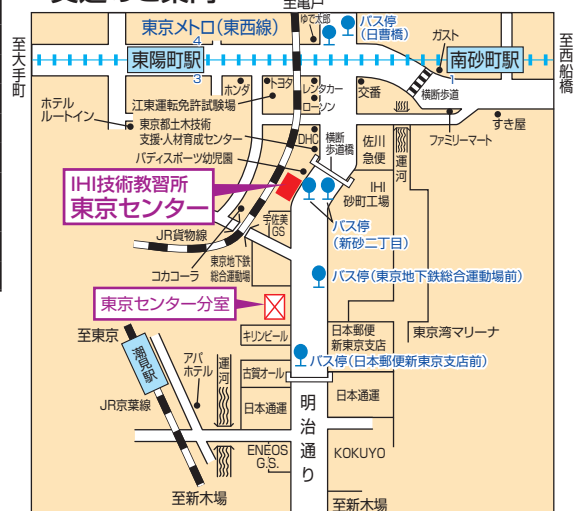
### ※実技時の服装

動き易いものであればOKです。(半袖・半ズボン・サンダルは不可)  
特別教育高所作業車及びゴンドラ受講の方は、初日よりご準備願います。

※筆記用具(ボールペン、鉛筆、消しゴム)は必ず持参願います。

※詳細につきましては、当所HPか教習案内でご確認願います。  
お電話でのお問い合わせも可能です。

### 交通のご案内



- 東京メトロ東西線 東陽町駅3番出口~約1.3km (徒歩約16分)(新木場駅バス約5分)
  - 東京メトロ東西線 南砂町駅1番出口~約1.1km (徒歩約14分)
  - JR京葉線 潮見駅~約1.8km (徒歩約23分)(東陽町駅バス約5分)
  - JR京葉線 有楽町線、りんかい線 新木場駅~約2.8km (徒歩約35分)
- (注意: ④番乗場からバス約8分)

東京センター予約窓口  
TEL:03-5633-8340

東京労働局長登録教習機関  
**IHI技術教習所**  
http://www.iti-a.co.jp